

# 株式報酬に係る開示規制の見直し・スタートアップへの成長資金の供給促進に係る政府令等改正の概要

- 「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」(2023年12月公表) 及び「規制改革実施計画」(2024年6月公表)を踏まえ、関連政令・内閣府令等を改正(2025年2月公布・施行)。

## 1. 株式報酬に係る開示規制の見直し

- 上場会社が**役員・従業員に対する報酬**として株式を交付する場合、その株式に一定の**譲渡制限期間**(※)が付されていることを条件として、**有価証券届出書提出を不要**とする特例措置について、以下の見直しを実施。

※ 有価証券報告書等で必要な情報が開示されないまま、役員等を介して当該株式が一般投資家に広まるのを防ぐ趣旨。

- ・ 上半期に株式を交付する場合の**譲渡制限期間を短縮**
- ・ **役員・従業員の範囲**を、完全子会社以外の子会社の役員・従業員にまで**拡大**
- ・ 役務の対価として付与されるユニット等に応じて株式が交付される場合も**特例が適用されることを明確化**

## 2. スタートアップへの成長資金の供給の促進

- ① **プロ向け私募**において、有価証券の取得者をプロ投資家に限定すれば、**一般投資家も閲覧可能な方法によるインターネット等での有価証券の情報提供を可能**とする。
- ② 発行価額総額**5億円未満**の募集の際に提出する有価証券届出書について、記載すべき財務諸表を監査済みの2期分を含む5期分から**監査済みの最近1期分(含前年度との比較数値)**とするほか、**サステナビリティ情報の記載の任意化**、**コーポレートガバナンス関係の事項を会社法上の事業報告と同様の内容で可**とするなど、簡素化を実施。
- ③ **投資型クラウドファンディング**について、発行総額の上限(現行1億円)を**5億円**に、1人当たり投資額の上限(現行50万円)を**最高200万円の範囲内で年収・純資産の5%**まで引き上げる。
- ④ **上場ベンチャーファンド**について、**自己投資口の取得を解禁**。

※ 自己投資口(自社株に相当するもの)の取得についてインサイダー取引規制等の対象とすることを前提とした規制緩和。